

○一部事務組合下田メディカルセンター個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年2月14日

一部事務組合下田メディカルセンター条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 この条例で定める事項は、下田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年下田市条例第23号）の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(一部事務組合下田メディカルセンター個人情報保護条例の廃止)

第2条 一部事務組合下田メディカルセンター個人情報保護条例（令和2年一部事務組合下田メディカルセンター条例第7号）は、廃止する。

(一部事務組合下田メディカルセンター個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の一部事務組合下田メディカルセンター個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置は、下田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年下田市条例第23号）附則第3条の例による。